

第20回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年3月18日

大臣発言

(緊急事態措置の終了)

○ 本日、先ほど開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、3月21日をもって緊急事態宣言を解除することが決定されました。

○ しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、変異株への感染も各地で確認されている中での緊急事態措置の終了は、昨年5月時の終了と同様、一つの通過点であり、断じてリバウンドは防止しなければなりません。

特に、年度の変わり目は、進学や転勤、歓送迎会や花見等、人の移動や会合が活発となる時期であります。全職員におかれましては、緊急事態宣言解除後も、引き続き、緊張感を保ち、常に、感染防止策の徹底を念頭に置きながら、業務に臨んで下さい。

○ このたび決定された基本的対処方針では、先に除外された府県を含め、緊急事態措置区域から除外された11都府県においては、感染防止対策の緩和は、ステージⅡ相当以下に下がるまで、段階的に行い、必要な対策は続けることとされています。

○ この基本的対処方針を受けて、私からは、1月7日付けで指示

した各種の取組について、地域の感染状況等を踏まえつつ、当面、実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。

○ 具体的には、

- ・ 緊急事態措置区域から除外された11都府県において、外出・移動の自粛を継続する観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、高速道路周遊パスの新規申込の受付停止等の取組を継続実施すること
- ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、出勤者数の7割削減を目指したテレワーク・ローテーション勤務等の強力な推進等について協力を要請すること
- ・ 各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと
- ・ 特に、緊急事態措置が長期に亘ったことから、所管事業者が経済的に更に困難な状況に陥ることも予想されるため、全国の地方整備局・地方運輸局においては、プッシュ型で、積極的にその

状況を把握し、相談に丁寧に対応するなど、きめ細やかな対応をとること  
を指示いたします。

(観光の段階的展開)

- Go To トラベル事業の一時停止措置は、当面の間継続すること  
といたしますが、本日、全国32の知事から緊急要望を頂きました。  
この緊急要望等も踏まえ、今後の対応について、様々な観点  
から検討を進めてください。

(水際対策)

- 水際対策については、防疫措置の強化を着実に実施すると共に  
ビジネストラック、レジデンストラック等について、引き続き、  
当分の間、一時停止する決定がなされました。

関係各局においては、引き続き、関係事業者、関係省庁等と連  
携し、水際対策に万全を期して下さい。

(ワクチンの輸送)

- 2月17日から順次、医療従事者に向けて接種が開始されたワ  
クチンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にとって非  
常に重要な要素です。

今後も、引き続き、関係省庁等と連携し、ワクチン輸送手段の  
確保に万全を期して下さい。

また、地方自治体が実施者となる全ての国民の皆様への接種  
については、4月12日から高齢者向けの接種が開始する予定  
です。地方自治体やバス、ハイヤー、タクシーなどの関係業界と

連携を密にし、接種会場までの高齢者等の被接種者の輸送など、必要な支援を適切に実施しながら、無事故で、円滑に完了できるようよろしくお願いします。

(省内の取組)

- 省内の体制確保については、緊急事態措置区域から除外された都道府県において、引き続き、テレワーク・ローテーション勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを目指し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにして下さい。

また、人事異動の時期となりますが、歓送迎会については、自粛してください。

(結び)

- 緊急事態措置の終了後における、感染拡大の防止と社会経済活動の両立は、今後の我々の取組にかかっています。今一度、緊急事態措置の終了は、一つの通過点であって、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではないことをしっかりと認識し、各局等においては、引き続き、緊張感を緩めることなく、業務に臨んで下さい。
- 私からは以上です。